

[事案 2022-210] 契約無効請求

・令和5年4月28日 裁定終了

<事案の概要>

申込書が偽造されたものであること等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成14年7月に契約した定期保険について、以下の理由により、契約を無効としてほしい。

- (1) 申込書の署名は、自分や妻の字ではないことから、申込書は自分が知らないところで、募集人が偽造したものである。
- (2) 妻の知人であった募集人から頼まれて契約することは了承したが、自分に直接説明してほしいと話した。しかし、募集人は、何らかの説明をすることはおろか、連絡すらなく、自宅で面談したという事実もない。
- (3) 妻は、本契約について、募集人が自分の了承を得ていると考えていたことから、有効に成立したものとして、保険料を継続して支払っていた。保険料は、自分が支払っていたものではなかったので、20年間、契約の存在に気がつかなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人に、契約内容確認の通知や控除証明書を20年間送付し続けており、その間、それらを申立人が1度も確認せず、本契約の存在を全く認識していなかったとは考えられない。
- (2) 申立人妻は、20年間、保険料を支払っており、申立人妻が、契約締結や、毎年、保険料の支払いを継続して行っていることについて、申立人に全く伝えていなかったことは考えにくく、そのような状況は不自然である。
- (3) 契約書類が偽造されたものであるという主張を裏づける客観的な根拠がなく、また、募集人が作成した報告書には、契約にあたって申立人と面談を行ったことの記載があり、申込書の筆跡が募集人の筆跡と一致する等といった不自然な点もない。
- (4) 申立人に、契約締結の認識がなかったとしても、その後、契約の存在を認識し、契約満期に至るまで黙認していたとすれば、申立人は、本契約を黙示的に追認しているといえ、申立人の意思にもとづいて締結された契約と同視せざるを得ない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および申立人妻に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が申込書を偽造したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。